

## 1 割合表

（単位：千円率）

項目	大学法人職員	大学法人役員	公益法人派遣	短期組合員	後期高齢者	任継組合員	関連条文等	備考	
短期	掛金	標準報酬月額 46.60	46.60	46.60	46.60	3.59	93.20 定28条1項	[関連条文等] 定：公立学校共済組合同定款 定附：公立学校共済組合同定款附則 連定：地方公務員共済組合同定款 連定附：地方公務員共済組合同定款附則 法：地方公務員共済組合法 令：地方公務員共済組合法施行令 告示：総務省告示 運：地方公務員共済組合法運用方針 一元化：被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律 厚年法：厚生年金保険法	
	負担金	標準報酬月額 46.60	46.60	46.60	46.60	3.59	定28条の2 定28条の3		
	育休・介護 公的負担	標準報酬月額 標準期末手当等		1.15			法113条4項1号、 令29条、告示		
福祉	掛金	標準報酬月額 1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	定28条1項		
	負担金	標準報酬月額 1.41	1.41	1.41	1.41	1.41			
短期合計率	掛金	標準報酬月額 48.01	48.01	48.01	48.01	5.00	93.20 任継平均給料額 380,000円		
	負担金	標準報酬月額 48.01	48.01	49.16	48.01	5.00			
介護合計率	掛金	標準報酬月額 7.96	7.96	7.96	7.96		15.92 定28条1項		
	負担金	標準報酬月額 7.96	7.96	7.96	7.96		定28条の2		
厚生年金保険	保険料	標準報酬月額 標準期末手当等	$(\text{標準報酬月額} \times \text{標準期末手当等}) \times \text{保険料率}(183.00) \div 2$					厚年法81条4項 (H30.9~)	
	事業主負担分	標準報酬月額 標準期末手当等	$(\text{標準報酬月額} \times \text{標準期末手当等}) \times \text{保険料率}(183.00) - \text{組合員保険料総額}$						
	基礎年金 公的負担	標準報酬月額 標準期末手当等	39.60	39.60	39.60				法113条4項2号、 令29条の2、告示
退職等年金	掛金	標準報酬月額 7.50	7.50	7.50			連定20条別表5		
	負担金	標準報酬月額 7.50	7.50	7.50					
公務等給付 負担金	標準報酬月額	0.0953	0.0953	0.0953			運5章一元化附則第75 条関係、R5.9.25地共連 年288号		
	標準期末手当等								
追加費用率 (標準報酬月額)	その他	厚生年金	15.9/1000						
		経過的長期	1.5/1000						
最低限度額 (標準報酬月額)		短期・介護	58,000						
		厚生年金	88,000						
		退職等年金	88,000						
最高限度額	短期 介護	標準報酬月額	1,390,000						
		標準期末手当等	5,730,000						
	厚生年金 退職等年金	標準報酬月額	650,000						
		標準期末手当等	1,500,000						

- (注)
- ・ 介護保険の第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の法人職員です。
  - ・ 後期高齢者は、75歳以上の法人職員です。
  - ・ 育児休業および産前産後休業中における掛金及び負担金免除の対象は以下のとおりです。  
育児休業期間：育児休業開始日の属する月から育児休業終了日の翌日の属する月の前月まで。  
産前産後休業期間：出産日以前42日から出産日後56日まで。  
掛金：短期・福祉・介護・退職等年金  
負担金：短期・福祉・介護・退職等年金  
保険料：厚生年金保険
  - ・ 再任用職員（フルタイム（週40時間勤務））については大学法人職員と同じ扱いになります。
  - ・ 役員となる者は、理事長、副理事長、理事及び監事です。ただし、理事長とは別に学長が任命された場合は、当該学長も役員となります。
  - ・ 短期適用の期末手当・標準期末手当に係る掛金・負担金の最高限度額は、年度の累計額により算定することとなります。

## 2 令和6年度追加費用率

地方公共団体名	基本追加 費用率 A	支給率に基づく補正率				支給開始年齢に基づく補正率		通算規定に基づく補正率		追加費用率 E (A×B×C×D)
		基本率	最短期間年限	加算率		率 B	支給開始年齢	率 C	率 D	
北海道（その 他の職 員） 公立大学を 含む	厚生年金分	15.9	1 3	17	1 150	1.0000	45	1.0000	通算制度なし 1.0000	15,900
	経過的長期 給付分	1.5								1,000
		1,000								1,500

- ・ 地方公共団体等が追加費用として令和6年度に負担すべき金額は、令和6年4月1日における当該地方公共団体等の職員である組合員の標準報酬等合計額に12を乗じて得た額に追加費用率（E）を乗じて得た金額です。
- ・ また、標準報酬月額の改定が令和6年4月1日から遡及して実施された場合は、追加費用負担金額に差額が生じることから、別途当職から差額についてお知らせします。

## 3 令和6年度事務費負担金・補助金単価

一般組合員一人あたり 6,930円（令和6年4月1日現在の組合員数により算定）

※令和6年度の短期組合員については、**対象外**になります。

## 4 令和6年度特定健診等の実施に係る負担金単価（後期高齢者を除く）

組合員一人あたり 112円（令和6年4月1日現在の組合員数により算定）

※令和6年度の短期組合員については、**対象外**になります。